

学校いじめ防止 基本方針

令和6年4月1日 改訂

牟呂小学校

豊橋市立牟呂小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

子どもたちにとって学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。本校の校訓「よく学び、よく遊ぶ」の基盤は安心できる学校生活にある。学校生活には子どもたちの「居場所」があり、子ども同士の「絆」があることが大切となる。教師の進める「居場所づくり」と、子どもが主体となる「絆づくり」を重視した学校づくりを進めることで、認め合える人間関係づくりが進み、いじめを未然に防止することが可能となると考える。そこで、本校では、経営方針の中に「子どもを大切に作る学校」を柱の中核に位置付け、具体的な方策として「いじめの起きにくい温かい集団づくり」を掲げた。

一方、いじめについては、国も「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる」としていることから、学校としても、全教職員が、子どもたちからの小さなサインを見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たっていく必要があると考えている。

II 「いじめ防止対策組織」について

従来の「生活サポート（いじめ・不登校対策）委員会」を継続・拡大し、スクールカウンセラーや児童民生委員も組織として加え、いじめのささいな兆候や懸念を、特定の教員が抱え込むことのないように対応する。その際、あくまでも「いじめられた子どもを学校が守る」スタンスを貫くことを前提とし、本委員会がいじめ防止（未然防止、早期発見・早期対応、事案措置等）の取り組みの検討をする中核組織となる。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割や機能等

ア PDCAサイクル（取り組み検証）

- ・学校いじめ防止基本方針を始めとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるように努める。取り組み評価アンケートは7月、12月の2回実施する。（アンケートについては別紙）

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年1回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施し、教職員の生徒指導に関する力量向上に努める。

ウ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校新聞及び学校のホームページに掲載をする。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ事案の事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、管理職の指導の下、学年主任を核として迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

オ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。（フロー図については別紙）

- ・学校が調査を実施する場合は、「学校いじめ防止対策組織」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、いじめられた子ども、保護者に対して適切に情報を提供するとともに、教育委員会へ報告する。

Ⅲ いじめの防止等についての具体的な取り組みについて

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していくための「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した学級づくりを進める。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 全学年で情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- エ 子どもの人格を認めることを基盤におき、体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- オ 学年主任会等で名前のあがった子どもについては、早期にスクールカウンセラーの面談を行い、いじめにつながらないように前もって支援体制を考える。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 学校生活アンケートや教育相談を定期的実施（月1回）し、子どもからの小さなサインを見逃さないように努める。
- イ いじめ早期発見のチェックリストを定期的実施し、学年主任に報告し、情報交換会で情報を共有する。
- ウ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもがどこにでも相談できるような環境を整える。

(3) いじめに対する措置

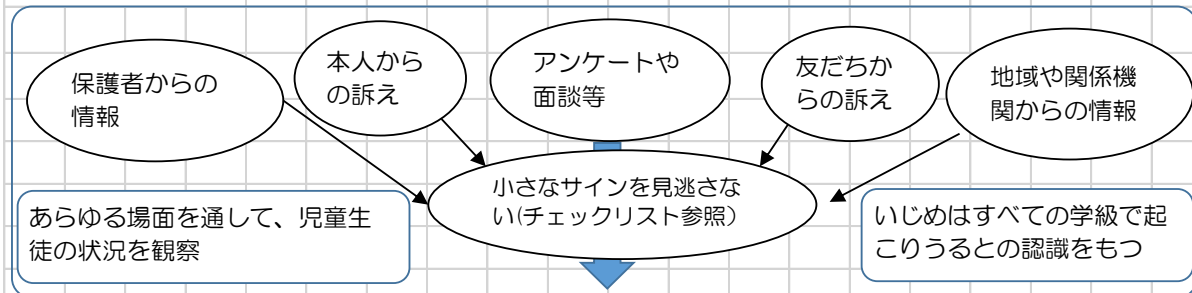
- ア いじめの報告を受けたら「学校いじめ防止対策組織」で早急に対応する。
- イ 年度初めや学期初めにチェックリストに取り組み、高い意識のもと指導することに努める。
- ウ 被害にあった子どもを守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害の子どもには教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて市教委、警察署、法務局等とも連携して行う。そして記載内容については、市教委や警察に削除要請を行う。

IV 取り組みの年間計画について

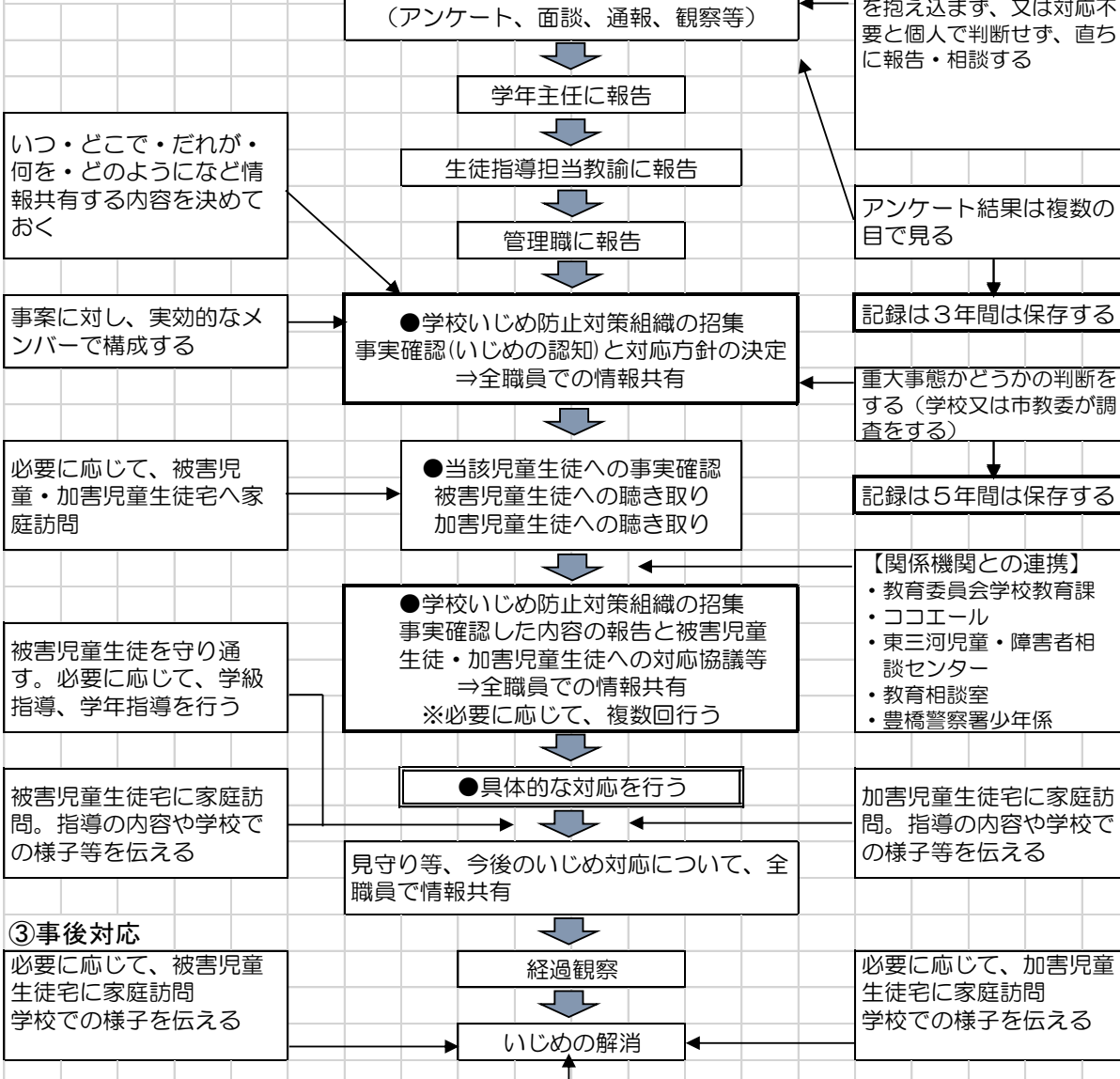
	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	「いじめ・不登校対策委員会」	保護者・地域との連携
4月	○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○学級相談会
5月	○運動会		○現職研修	○運動会
6月	○情報ネットモラル指導 ○豊橋学校いのちの日（講話）	○教育相談週間		○学校公開日 ○牟呂小支援会
7月				○個人懇談会 ○家庭訪問
8月			○検証・中間評価・見直し	
9月		○身体測定		○学校公開日 ○牟呂小支援会
10月				
11月	○音楽発表会	○教育相談週間		
12月	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○保健指導（命の大切さ）		○学校評価アンケートの実施	○個人懇談会
1月		○身体測定	○自己評価	
2月				○学校公開日 ○牟呂小支援会での「自己評価」への評価
3月	○卒業生を送る会		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○学校新聞・ホームページ公開
通年	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○学校生活アンケート ○SCによる相談 ○生活日記・作文 ○生活サポート委員会、主任会の情報交換	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○あいさつ運動

V いじめの早期発見・事案対処等のマニュアル

①いじめの発見



②いじめ対応



- 【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
- いじめに係る行為が止んでいること(インターネットを含む)。止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

VI いじめ早期発見のチェックリスト

() 年度 () 月 () 年 () 組

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
<input type="checkbox"/>	いつも誰かの机が曲がっている
<input type="checkbox"/>	グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
<input type="checkbox"/>	ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
<input type="checkbox"/>	特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
<input type="checkbox"/>	学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
<input type="checkbox"/>	特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
<input type="checkbox"/>	ささいなことで冷やかすグループがある
<input type="checkbox"/>	グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子	
●日常の行動・表情の様子	
<input type="checkbox"/>	あいさつに対してはっきり反応しない
<input type="checkbox"/>	あいさつをされない
<input type="checkbox"/>	登校時間が遅くなっている
<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増えている
<input type="checkbox"/>	早退や一人で下校することが増えている
<input type="checkbox"/>	表情が暗く、うつむきがちになる
<input type="checkbox"/>	体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
<input type="checkbox"/>	服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている
●授業中・休み時間	
<input type="checkbox"/>	教室へいつも遅れて入ってくる
<input type="checkbox"/>	学習意欲が低下し、忘れ物が多い
<input type="checkbox"/>	プリントが配布されない
<input type="checkbox"/>	班編成をしたとき、孤立する
<input type="checkbox"/>	学習用具がなくなる
<input type="checkbox"/>	発言すると、周囲がざわつく
<input type="checkbox"/>	教職員の近くにいたがる
<input type="checkbox"/>	一人でいることが多い
<input type="checkbox"/>	周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
<input type="checkbox"/>	意味もなく廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする
●給食・清掃の時間	
<input type="checkbox"/>	その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
<input type="checkbox"/>	会食するとき、机と机の間に隙間がある
<input type="checkbox"/>	食べ物にいたずらをされる
<input type="checkbox"/>	会食中に周囲の会話に入ろうとしない
<input type="checkbox"/>	盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
<input type="checkbox"/>	一人で掃除や後片付けをしている
<input type="checkbox"/>	その子の机やいすを運ぼうとしない
<input type="checkbox"/>	みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子	
<input type="checkbox"/>	多くのストレスをかかえている
<input type="checkbox"/>	悪者扱いされていると思っている
<input type="checkbox"/>	あからさまに教職員の機嫌をとる
<input type="checkbox"/>	特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
<input type="checkbox"/>	教職員によって態度を変える
<input type="checkbox"/>	教職員の指導を素直の受け取れない
<input type="checkbox"/>	グループで行動し他の子どもに指示を出す
<input type="checkbox"/>	他の子どもに威嚇する表情をする

VII いじめ早期対応のためのチェックリスト

いじめの認知から早期対応に向けて

● 日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

● アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的実施している
- アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は**少なくとも5年間は保存**することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより）
- 記録の引継ぎがきちんと行われている

Ⅷ いじめ防止対策のためのチェックリスト

学校いじめ防止対策組織が行うべきこと										
●教職員に対して										
<input type="checkbox"/>	教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている									
<input type="checkbox"/>	事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している									
●保護者・地域に対して										
<input type="checkbox"/>	学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明している。									
<input type="checkbox"/>	学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている									
<input type="checkbox"/>	いじめの相談窓口であることを周知している									
<input type="checkbox"/>	いじめの認知が「0」の場合、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している									
●未然防止に向けた取り組み										
<input type="checkbox"/>	いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的に行っている									
<input type="checkbox"/>	具体的な年間計画を作成し、実行している									
●取り組みの見直しについて										
<input type="checkbox"/>	学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている									
<input type="checkbox"/>	アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている									

PDCAサイクル用「取組評価アンケート」

○現在の学校生活について、あなたはどのように感じていますか。当てはまるものを右の1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	当てはまる	どちらかと言え ば当てはまる	どちらかと言え ば当てはまらない	当てはまらない
ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4
イ みんなで何かをするのは楽しい・・・・・・・・	1	2	3	4
ウ 授業に主体的に取り組んでいる・・・・・・・・	1	2	3	4
エ 授業がよくわかる・・・・・・・・・・・・・・・・	1	2	3	4

○4月（注：9月、1月など）になってから次のようなことを、この学校のだれか（お友だち）からされたり、反対にこの学校のだれか（お友だち）にしたりしましたか。当てはまるものを右の1から4の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

	まったく なかった	今までに 1～2回 あった	月に 2～3回 あった	週に1回 以上あった
オ 叩かれたり、けられたり、強く押されたりした・	1	2	3	4
カ 暴力ではないが、いじわるをされたり、 イヤな思いをさせられたりした・・・・・・・・	1	2	3	4
キ 叩いたり、けったり、強く押ししたりした・・・・	1	2	3	4
ク 暴力ではないが、いじわるをしたり、 イヤな思いをさせたりした・・・・・・・・	1	2	3	4

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力